

官報

平成十一年七月二十六日

○第百四十五回 参議院會議録第三十九号

平成十一年七月二十六日(月曜日)

午前十一時三十一分開議

○議事日程 第三十九号

平成十一年七月二十六日

午前十一時三十分 本会議

- 第一 国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第二 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、参議院憲法調査会規程案(岡野裕君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、参議院規則の一部を改正する規則案(岡野裕君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案(岡野裕君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 国会法の一部を改正する法律案

平成十一年七月二十六日 参議院會議録第三十九号 国会法の一部を改正する法律案外一件

日程第二 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案
(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の結果及びその結果を報告申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため衆議院に憲法調査会を設けること、また、衆議院の憲法調査会に関する事項については衆議院の議決により定めること、これを内容とするものでありまして、次の常会の召集の日から施行することとされております。

委員会におきましては、提出者の中川衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取いたしました後、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、自由党の四会派を代表して上野公成理事から修正案が提出されたところであります。その内容は、参議院においても憲法調査会を設置し、同調査会に関する事項については参議院の議決によりこれを定めるという内容を内容とするものであります。衆議院提出案及び修正案につき、憲法調査会の

権限、憲法調査会の設置と憲法の最高法規性との整合性等、これらについて質疑が行われました後、参議院の会の松岡理事より意見開陳が行われました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもちまして可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定をいたしました。

次に、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案、これにつきましても、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムの確立、これを図ろうとするものであります。

その内容は、第一に、次の常会召集の日から各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会、これを設置しようとするものであります。

第二に、次の国会の召集の日から、国会における政府委員制度を廃止し、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、内閣官房副長官及び政務次官が議院の会議または委員会に出席することとすること、かようにするものであります。

第三に、内閣は、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議または委員会に出席させることができるとするものであります。

このほか、政務次官の増員、副大臣及び大臣政務官等の設置等を行うとするものであります。委員会におきましては、提出者である中川衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取し、国家基本政策委員会の設置と総理大臣の国会への出席答弁義務との関係等について質疑が行われました。

質疑を終了し、参議院の会の松岡理事から意見開陳が行われ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。
ありがとうございました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。林紀子君。

〔林紀子君登壇、拍手〕

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、憲法調査会を設置する国会法の一部改正案並びに国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案に反対の討論を行います。討論に先立ち、まず私は、これら二法案を十分な審議時間もとらずに質疑を終了させたことに抗議の意を表明いたします。

言うまでもなく、日本国憲法は国の最高法規であり、憲法についての調査機関を設置するという本改正案は、その目的や必要性などについて十分な時間をかけて審議することが特に求められます。とりわけ、長期にわたる常設機関の設置は、本院の院の構成本根にかかわる問題です。

これまで参議院調査会の設置や委員会再編、さらには行政監視委員会の設置など院の組織にかかわるさまざまな改編は、いずれも長期にわたる小会派も含めた各会派の協議を重ね、基本的には全会一致の原則によって実現してきたことを考えれば、余りにも拙速と言わなければなりません。

事の重要性にかんがみ、全議員にその議案の問題点について周知徹底する必要があるとして我が党が強く要求したにもかかわらず、本会議趣旨説明、質疑は行われませんでした。しかも、委員会での審議は、この本会議に先立って行われた議院運営委員会でのわずか一時間だけです。本院の審議がいかに不十分であるかは明白です。

まず、憲法調査会設置のための国会法改正案についてです。

反対理由の第一は、憲法調査会の設置が憲法改悪への足がかりにしようとする意図が明らかだからです。国会は憲法改正の発議権を持つ唯一の機関です。改正案は、その国会に憲法調査会という

常設の機関を初めて設置するもので、それ自体特別な意味を持っており、「憲法について広範かつ総合的に調査を行うこと」を名目に、改憲作業への具体的な第一歩を踏み出そうというねらいは明らかです。

自民党はこの調査会の位置づけを、現行憲法の基本理念は尊重しつつも、新しい時代にふさわしい憲法のあり方について国会として総合的に調査検討するためなどとしています。しかし、憲法調査会の設置を提唱した憲法調査委員会設置推進議員連盟は、国際関係の変化、地球環境問題、価値観の多様化など現行憲法との乖離現象を殊さら強調し、これを口実に新たな装いで改憲への世論誘導を図ろうとしています。

今国会、自民党などは、憲法九条の戦争放棄規定を真つ向から踏みこむガイドライン関連法を強行成立させ、また、組織犯罪対策を口実に、憲法の保障する通信の秘密を踏みこむ盗聴法の成立を画策しています。憲法規定と真つ向から矛盾する法案を強行成立させておいて、乖離現象を口実に憲法調査会をつくり、憲法九条の改憲など改憲へ世論を誘導しようという意図は明白であり、調査会をこうした策動の場として設置することは絶対に認められません。

反対の第二は、憲法について議論するというのであれば、それは現行の常任委員会でも十分できるからです。この憲法を尊重し擁護することこそ、憲法九十九条に定められた国会議員の義務ではありません。

日本国憲法の国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治という憲法五原則は、世界に誇る進歩的なものです。今日の情勢のもと、これを守り発展させるための議論を国会で旺盛に行うことこそ求められているのです。殊さら現実に現実に乖離などを理由にして憲法の平和的・民主的原則を変えようとするところこそ本末転倒であり、絶対に許されません。反対の第三は、衆議院だけでなく参議院にも憲

法調査会を設置することになれば、各議院の三分の二以上の賛成によって国会がこれを発議するという憲法九十六条の改憲発議の足がかりとする危険性を一層強めることになるからです。当然のことながら、本法案の憲法調査会には発議権がないことが確認されていることは重要で、しかし、衆議院だけでなく、衆参両院の憲法調査会での調査は、明文改憲へ一層世論誘導の弾みをつけることは明らかです。

次は、国会審議の活性化等の法律案についてです。本法案の国家基本政策委員会は、総理と野党代表が国家の基本政策について議論を行うというものです。問題は、本法案の出発点となった自民・自由党と民主連合の合意が、この委員会設置と引きかえに、総理の国会出席は原則として施政方針や所信表明演説の質疑、予算委員会総括の一巡質疑と特別な重要議案に限るとされていることです。これでは、総理の本会議や委員会への出席は現行より大幅に少なくなります。

憲法六十三条は、総理大臣その他の國務大臣に対して、「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない」と国会への出席答弁を義務づけています。この憲法規定の厳格な適用こそ必要であるのに、本法案はこれをあいまいにし、行政の長たる総理大臣の国会に対する責任を不明確にするばかりか、国会による行政監督機能を制約することになりかねません。

次は、政府委員廃止問題です。政府委員にかわって副大臣や大臣政務官の導入で国会審議を活性化しようという主張は、行政の実態をよく知らない大臣の答弁能力欠如という原因を解決しないで、副大臣などを大臣の代理答弁者に置きかえるだけのものです。そればかりか、国会に対して出席義務のある政府委員制度を廃止し政府参考人という制度を導入することは、国会の行政監督機能を弱めるおそれもあります。

また、与党の多数の国会議員が大臣を補佐する副大臣や大臣政務官として行政府に入ることにすれば、政権党が行政府に対する大きな権限を握ることになります。しかも、他方で、これらの副大臣や大臣政務官が国会の委員会に所属して理事になるなど国会運営に関与することになれば、三権分立の原則を侵しかねない問題も生じるのです。このように、本法案は、国会の審議権、行政監督機能、さらには三権分立の原則などに照らし重大な問題点を持つもので、断じて容認できません。

最後に、我が党は、世界に誇る憲法を現実の政治と社会の隅々に生かすために努力するとともに、憲法調査会を改憲の足がかりとさせないよう奮闘することを表明し、反対討論を終わります。

(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 大島慶久君。
(大島慶久君登壇、拍手)

○大島慶久君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して、ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案及び国会審議活性化法案について賛成の討論を行います。我が国の最高法規たる日本国憲法が制定されてから既に半世紀を経過し、本年は五十三年に当たります。本日、かねてから懸案でありました憲法調査会を衆参両院に設ける法律案が本院で採決されることに至りましたこと、まことに感慨無量であります。

憲法の制定の経緯や解釈をめぐってはいろいろな見方はありますが、この半世紀の間、内外の情勢は著しく変化し、終戦直後に制定された憲法、日本国憲法について、新たな情勢に照らして広範かつ総合的な調査を行うことが不可欠であると確信するものであります。

近年、憲法のあり方についての関心が高まりつつあり、憲法論議が盛んに行われることが望ましいとする人が七割以上いるという世論調査も見られます。海外の例を見ても、アメリカを初め先進主要国も、憲法の改正が必要に応じてたびたび行われてきていることも事実であります。今の憲法のもとで、戦後の荒廃と混乱から立ち上がり今日の日本を築き上げたことも明らかであります。他方、国際情勢や国民意識、価値観の変化を見きわめ、憲法について常に点検することも当然であります。議会制民主主義において、憲法論議に聖域を設けることはあってはなりません。また、本調査会の設置が直ちに憲法改正に結びつくものではないことは、本調査会が、報告書をまとめるものの、憲法改正の議案提案権を持っていないことで明らかであります。

調査会の会議が原則公開のもとで運営され、新しい時代にふさわしい憲法について、国民と論議を進め、国会でも真摯な論議を行うことは、国会議員として当然の責務であります。憲法施行当時は想定し得なかった多くの課題や参議院のあり方も含め現実を直視しつつ、二十一世紀の日本がどのようにあるべきか、そのために現行憲法をどう生かし、何が足りないか、直すところは何か、国民の目の前で本調査会で活発な論議を繰り広げ、コンセンサスを醸成することが大切であると思っております。

次に、国会審議活性化法案について、我が国の大改革のために不可欠なものとして賛成いたします。かつてない難局を乗り越えるため、二十一世紀を見据えた国家的な基本課題について国家基本政策委員会を総理、党首が討論するとともに、政府委員制度を廃止し、副大臣等を設置することによって国会審議の活性化、政治主導の政策決定を図ることは憲政史上画期的な改革であります。

この改革がその目的を十分達成するためには、我々国会議員が切磋琢磨し、国民の声を十分反映すべく日夜努力することが何より重要であります。これに伴い、我が国民主主義が真に成熟したも

のへと発展していくことと確信し、議員各位に御賛同いただくことを切にお願いして、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 大脇雅子君。

(大脇雅子君登壇、拍手)

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、今回上程されました国会法の一部を改正する法律案、その修正案及び国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

我が国の憲法は、占領下に連合国総司令部、GHQの作成した原案を基本にして制定された憲法とみなされて、政権政党が自主憲法制定を求めるもとで、改憲が護憲かをめぐって揺れ動いてきた憲法でした。

一九五六年に内閣に設置された憲法調査会には、当時の社会党の不参加のまま、一九六四年最終報告書は、改憲の是非の結論を出さず、両論とその論拠、考え方の差異を併記して、国民の判断にまかすという基本的態度を堅持しました。

改憲の流れは、漸を速めたり、ふちをつくったり、絶えることなく続いてきましたが、憲法の制定過程を厳密に検証する作業が進む中で、いわゆるGHQによる押しつけ論は、憲法制定過程を国家対国家の対立の図式で一面的にとらえるものであること、日本の憲法は、第二次世界大戦の惨禍の血を吐くような反省の上に立ち、未来にわたって実現されるべき普遍的な人権と平和を希求した当時の国家を超えた多様な複雑な国際社会の願望と、明治維新以来弾圧されながらも連綿と続いてきた自由民権運動の流れがまざり合い、明治憲法の痕跡を残しながら、日本帝国議会の審議を経て日本化されたつぎ誕生したものであることが明らかにできてきています。

それから五十年余、憲法の基本的原理、すなわち国民主権、平和主義、基本的人権保障の原則は、日本国民の暮らしに定着し、日本経済発展の基礎となり、国際的にも日本のアイデンティティーとなってきました。そして冷戦が終結し、なお民族紛争や局地的な戦争が絶えない今、日本の平和憲法は、核の時代の平和を先取りして世界の理想を体現し、世界のグランドデザインを描く憲法として光を放つようになりまして。

一九九九年五月、百年目の第三回ハーグ国際平和会議で採択されたハーグ・アジェンダ一九九九年、公正な社会秩序のための十の基本原則は、各国会議は日本の憲法九条に倣い、政府が戦争をすることを禁止する決議を行うべきこととしたいました。この立場からすれば、憲法改正の発議権を持つ国会に、憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を今この時期に設置する目的はどこにあるのかと鋭くかつ深く問わなければなりません。

不思議なことに、法文には調査の目的や理由は一切書かれておりません。次条に「前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める」とあって、間口がどれだけでも広げられるようになっていることにも注意しなければなりません。

基礎となり、国際的にも日本のアイデンティティーとなってきました。そして冷戦が終結し、なお民族紛争や局地的な戦争が絶えない今、日本の平和憲法は、核の時代の平和を先取りして世界の理想を体現し、世界のグランドデザインを描く憲法として光を放つようになりまして。

一九九九年五月、百年目の第三回ハーグ国際平和会議で採択されたハーグ・アジェンダ一九九九年、公正な社会秩序のための十の基本原則は、各国会議は日本の憲法九条に倣い、政府が戦争をすることを禁止する決議を行うべきこととしたいました。この立場からすれば、憲法改正の発議権を持つ国会に、憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を今この時期に設置する目的はどこにあるのかと鋭くかつ深く問わなければなりません。

不思議なことに、法文には調査の目的や理由は一切書かれておりません。次条に「前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める」とあって、間口がどれだけでも広げられるようになっていることにも注意しなければなりません。

憲法制度調査委員会設置推進議員連盟の設立から憲法調査会設立の議員立法提案の経過を見ると、一連の国家主義的法案、すなわちガイドライン関連法の可決、住民基本台帳法の改正法案、国旗・国歌法案、組織的犯罪対策措置法案等々の流れからすれば、明らかに隠された意図は、現行法制との乖離現象の解消、すなわち改憲につながるものと断ぜざるを得ません。むしろ明治憲法への回帰のようには見えません。確かに憲法調査会には議案提案権はありませんが、議長に報告書を提出するのであれば、その内容によっては影響は大きなものがあるでしょう。

また、法案には、憲法調査会は、調査のため必要があるときは、最高裁判所長官の出席及び説明を求めることができる旨規定がありますが、最高裁判所長官は違憲立法審査を行う裁判所の長である

り、司法の運営上の問題点を除いて憲法や憲法に関する事件及び裁判についての説明や意見を求めるのは司法に対する立法の介入となり、許されません。適用次第で違憲となります。よもや軍事裁判所など憲法七十六条を侵すことはないと思われ

ますが、心配です。

また、委員は各会派の所属議員数の比率により割り当てられていて、必ずしも少数者の発言を保障していません。むしろ会派に平等に意見を表明する権利を保障すべきです。

衆議院の議院運営委員会の会議録によれば、幹事数名の解釈も、二けたもあり得る、常識の範囲内等と説明されていて、あいまいです。幹事が多数派のみで占められる危険性もあります。国会法の運営は全会派の一致で行われるという慣習が破られた衆議院での状況、修正案の作成を議運の理事のみで運んだ参議院での状況は民主主義に明らかに反していたからです。

今、私たちが国会議員のすべきことは、一つ一つの法案の審議において個別具体的にすべての常任委員会と特別委員会、調査会において憲法とのかかわりを論じ、検証し、現行法制と憲法との乖離をもたらしただけを反省し、それを解消し、現行憲法を具現すべく努力することではないでしょうか。憲法九十九条は、国会議員は「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定しているのですから、真摯にこの原則を踏まえた上で国民とともに議論を交わすことをまず行うべきでしょう。

私は声を大にして言いたいのです。憲法に人権規定が不備だという人は、これまで女性や子供、外国人の権利の実現に努力した人たちがばかりだったでしようか。環境権が必要だという人たちは、環境を破壊する公共事業のチェックに熱心だった人たちがかりだったでしようか。情報公開法の中になぜ知る権利が入らなかったのでしょうか。自衛隊の海外派兵を可能とする、いわゆる普通の国を望まれているのではないのでしょうか。日常の営為として立法改革を継続する中でこそ、憲法改正

の課題は正当性を持つのです。

また、ここ数年の各種の世論調査では、改憲志向が増加しているものの、積極的な憲法改正を望んでいる段階にはいまだ至っていないことも看過できません。

憲法調査会を設置すべき理由があまりにもままた、国民的コンセンサスのある二十一世紀の日本のビジョンも描き切れないうちに、審議の時間も十分なまま、今このときに憲法調査会を設置することに社会民主党は断固として反対いたします。

次に、国会審議の活性化等の法案に反対する理由は、副大臣、大臣政務官の設置や政府委員の廃止がかえって行政の透明化と官僚の説明責任をあいまいにし、あつせん利得罪の新設や企業献金の廃止を伴わない限り、政官財の癒着の深化、利権政治の拡大に対する懸念がぬぐえないからです。副大臣等の新設に伴う所要の経費の提示もありません。与党と内閣の一体化により、強権的政治の土壌が一層強まり、国会を形骸化し、官僚制の民主化をも阻害する危険性もないとは言えません。

国家基本政策委員会も審議の意味も薄く、立法府を活性化するためには、まず国会の政策立案機能を強化し、調査室と法制局の充実、法案の発議要件の緩和、議員間の自由討論の場こそ確保することが重要であります。

二十一世紀を迎える時代の歴史的転換期に当たり、民主主義と人権の尊重される社会で人々が平和に生存することを保障することこそ政治に課せられた責務であると訴えて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 椎名素夫君。

(椎名素夫君登壇、拍手)

○椎名素夫君 私は、参議院の会を代表して、ただいま議題になりました国会法の改正、及び国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

まず、国会法改正案でございしますが、本案及び

平成十一年七月二十六日 参議院会議録第三十九号 国会法の一部を改正する法律案外一件

三

三

その修正案は、両院に憲法調査会を設置して日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行おうとするものであります。

現在の憲法制定以来この五十数年間、国会では憲法に関して総合的な議論が行われてこなかったといふことにかんがみまして、日本国憲法について調査を行い、広く議論を行う場が設置されまことは時宜に適したものと考えるものであります。

次に、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案についてであります。

本案は近來厳しい批判を浴びてきた官僚主導、官僚依存の政治からの脱却を図るものとして評価いたします。

私は、いわゆる官僚たたきにみするものではありません。政治がすべてを決定し、そして官僚はそれを行政面で忠実に実行するというような教科書的な姿、これは決してよいとは思っておりません。官僚諸君も大いにその知識、経験を生かして、政府機関内での政策の企画立案に参加してもらわなければならないと考えております。

しかし、どのような経緯で企画立案がされようとも、立法府の議題として討議されるときには、政治家が政治家の言葉でみずからきちんと説明し、いやくも実施される政策についての最終責任の所在を明確にすることが必要であります。

私は、本案の目的とするもののうち、国の行政機関における政治主導の政策決定システムの確立という部分が特に大切であると考えます。行政府を受け持つ与党がその責任を十分に自覚し、明確な説明責任を持つことによって初めて国会における審議が実質を持ち、いわゆる国対政治あるいは密室の談合政治と非難されるような政治のやり方から脱却できると思ふからであります。この意味で、本案は政治改革に重要な一歩を踏み出すものであると考えます。

ただ、一つ気になることがありました。いわゆる

る四党合意というものがあろうというわけでありま。近い将来、政務次官にかわって置かれる政務官が、本院では各種委員会の理事に就任することを容認するといふものであります。

しかし、議院運営委員会の審議の経過を見ても、あるいは本日の議運委員長の報告をお聞きしても、四党合意なるものが存在するとは思われませんでした。我々の懸念は杞憂であつたという確信を得ました。

いやしくも、良識の府をもって自任する本院の同僚諸君が、三権分立の基礎を揺るがすようなことに同意するはずはなく、そのような危惧の念を抱いたことを恥ずかしく思っております。

○議長(斎藤十朗君) 本案の趣旨が十分に生かされることを期待しつつ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、国会法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 百九十五
反対 三十八

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 百九十五
反対 三十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。

参議院憲法調査会規程案
参議院規則の一部を改正する規則案
参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規則案

以上三案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、発議者の趣旨説明を求めます。岡野裕君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました参議院憲法調査会規程案、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案、これらにつきまして提案の趣旨及びその内容を説明申し上げます。

まず最初に、参議院憲法調査会規程案でございますが、本案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うために、次の常会の召集の日に本院に設置される憲法調査会に関する事項、これを定めるものであります。

その主な内容は、第一に、憲法調査会は、調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとされております。

第二に、憲法調査会は、四十五人の委員で組織することとし、委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任することとされております。

第三に、憲法調査会の会長は、委員の互選によることとするほか、調査会に数人の幹事を置き、調査会の運営に関して協議するため幹事会を開くことができることとされております。

第四に、憲法調査会は、会期中であると閉会中であるかを問わず、いつでも開会することができるとしてあります。

第五に、憲法調査会の会議は、これを公開することとしてありますが、その決議により非公開とすることもできることとしてあります。

以上のほか、国務大臣等の出席説明、公聴会、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則につきましては、憲法調査会の議決により定めることとしてあります。

次に、参議院規則の一部を改正する規則案であります。ただいま可決されました国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関

する法律の制定に伴い改正を行うものであります。

その内容は、第一に、次の国会の召集の日に政府委員制度が廃止されることを受け、委員会が審査または調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は國務大臣または内閣官房副長官もしくは政務次官に対して行うこととしております。

なお、省庁再編成時に副大臣等が設置されますが、その際には政務次官にかわって副大臣等に対して質疑することとしております。

第二に、政府参考人制度の新設でございます。委員会は、行政に関する細目的または技術的事項について、必要と認めるときは政府参考人の出席を求め、その説明を聞くこととしております。

第三に、次の常会の召集の日に設置される国家基本政策委員会については、委員数を二十人とし、所管事項を国家の基本政策に関する事項としたところであり、このほか、決算委員会の所管事項に決算調整資金からの歳入への組み入れの承諾に関する事項を明記することとしております。

最後に、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案でございますが、政府委員制度の廃止、副大臣等の設置に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上が三案の提案の趣旨並びに内容であります。何とぞ、御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

百九十四

反対

三十八

よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

(議案は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本規程案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百九十五

反対

三十九

よって、本規程案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) これにて休憩いたします。午後零時十九分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員	弘友 和夫君	魚住裕一郎君
鶴保 康介君	世耕 弘成君	
岩本 莊太君	渡辺 孝男君	
入澤 肇君	岩瀬 良三君	
木村 仁君	山崎 力君	
山本 保君	沢 たまき君	
大森 礼子君	亀井 郁夫君	
水野 誠一君	加藤 修一君	
高野 博師君	松 あきら君	
益田 洋介君	高橋 令則君	
月原 茂皓君	奥村 展三君	
菅川 健二君	海野 義孝君	
但馬 久美君	山下 栄一君	
荒木 清寛君	平野 貞夫君	
戸田 邦司君	松岡満壽男君	
堂本 暁子君	日笠 勝之君	
風間 昶君	木庭健太郎君	
森本 晃司君	田村 秀昭君	
泉 信也君	椎名 素夫君	
田名部匡省君	浜田卓二郎君	
統 訓弘君	浜四津敏子君	
白浜 一良君	鶴岡 洋君	
渡辺 秀央君	星野 朋市君	
扇 千景君	脇 雅史君	
山下 善彦君	北岡 秀二君	
武見 敬三君	中島 眞人君	
岸 宏一君	久野 恒一君	
佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	
中川 義雄君	佐々木知子君	

加納 時男君	岩城 光英君
阿南 一成君	市川 一朗君
岩永 浩美君	鈴木 政二君
国井 正幸君	田村 公平君
常田 享祥君	山本 一太君
長峯 基君	岩井 國臣君
上野 公成君	末広まき子君
釜本 邦彦君	景山俊太郎君
海老原義彦君	溝手 顕正君
佐藤 泰三君	西田 吉宏君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
田中 直紀君	若林 正俊君
成瀬 守重君	石渡 清元君
岡野 裕君	上杉 光弘君
有馬 朗人君	真鍋 賢二君
陣内 孝雄君	井上 吉夫君
尾辻 秀久君	吉川 芳男君
坂野 重信君	中曾根弘文君
青木 幹雄君	保坂 三蔵君
小山 孝雄君	谷川 秀善君
仲道 俊哉君	日 出 英輔君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	山内 俊夫君
三浦 一水君	水島 裕君
大野つや子君	中原 爽君
平田 耕一君	林 芳正君
金田 勝年君	松村 龍二君
鈴木 正孝君	塩崎 恭久君
橋本 聖子君	長谷川道郎君
馳 浩君	畑 恵君
大島 慶久君	岡 利定君
太田 豊秋君	加藤 紀文君
吉村剛太郎君	山崎 正昭君
矢野 哲朗君	服部三男雄君
片山虎之助君	鴻池 祥麟君
松谷倉一郎君	清水嘉子君
狩野 安君	河本 英典君
野間 起君	南野知恵子君

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会法の一部を改正する法律案(衆第二十七号)審査報告書

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案(衆第二十九号)審査報告書

審査報告書

国会法の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年七月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿
参議院運営委員長 岡野 裕

第十一章の次に一章を加える改正規定中「第十一章の二 衆議院の憲法調査会」を「第十一章の二 憲法調査会」に改め、同改正規定のうち第百二条の六中「衆議院」を「各議院」に改め、第百二条の七中「衆議院の憲法調査会」を「憲法調査会」に、「衆議院の議決」を「各議院の議決」に改める。
附則第二項のうち第八條の二の改正規定中「衆議院の憲法調査会長」を「各議院の憲法調査会の会長」に改める。
附則第三項のうち第八條の改正規定中「衆議院」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設置し、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決により定めることとするものであつて、おむね妥当な措置と認めるが、参議院にも憲法調査会を設置し、参議院の憲法調査会に関する事項は、参議院の議決により定めることとする旨の修正を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国会法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年七月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

国会法の一部を改正する法律
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二 衆議院の憲法調査会

第百二条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける。

第百二条の七 前条に定めるもののほか、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定める。

附 則

1 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條の二中「調査会長」の下に「並びに衆議院の憲法調査会長」を加える。

3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「調査会」の下に、「衆議院の憲法調査会」を加える。

審査報告書

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年七月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿
参議院運営委員長 岡野 裕

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等の措置等を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、特に費用を要しない。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年七月十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国会法の一部改正(第二条―第四条)

第三章 国家行政組織法等の一部改正(第五条―第七条)

第四章 副大臣等の設置等(第八条―第十二条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本

政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。

第二章 国会法の一部改正

(国会法の一部改正)

第二条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條の四第一項中「第七十條」を「第六十九條」に改める。

第七章 国務大臣及び政府委員を「第七章 国務大臣等の出席等」に改める。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 内閣官房副長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第七十條、第七十一條、第七十三條及び第九十六條中「国務大臣及び政府委員」を「内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人」に改める。

第百二條の五中、「第三十八條」を削り、「第六十九條」を「第六十九條第二項」に改める。

第三条 国会法の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十七 国家基本政策委員会

第四十一條第三項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十三 国家基本政策委員会

第四条 国会法の一部を次のように改正する。

第三十九条中「政務次官を、副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。)、大臣政務官(長官政務官を含む。以下同じ。)」に改める。

第四十二条第二項、第六十九条第一項、第七十条、第七十一条、第七十三条及び第九十六条中「及び政務次官を、副大臣及び大臣政務官」に改める。

第三章 国家行政組織法等の一部改正
(国家行政組織法の一部改正)

第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一人」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 政務次官の定数は、それぞれ別表第二の定数の欄に定めるところによる。

第十七条第三項中「政務次官を、政務次官が一人置かれた機関においては、政務次官に、」を削り、政策及び企画を「を」を「を」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 政務次官が二人置かれた機関においては、政務次官のうち、その機関の長たる大臣が指定する一人は前項の職務を行い、その他の政務次官はその機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十七条関係)

省又は庁	定数
総務庁	一人
北海道開発庁	一人
防衛庁	二人
経済企画庁	一人
科学技術庁	一人

環境庁	一人
沖縄開発庁	一人
国土庁	一人
法務省	一人
外務省	二人
大蔵省	二人
文部省	二人
厚生省	一人
農林水産省	二人
通商産業省	二人
運輸省	二人
郵政省	二人
労働省	一人
建設省	二人
自治省	二人

(総理府設置法の一部改正)

第六條 総理府設置法(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「次条第二項」の下に「及び第七條第二項」を加える。

第六條の次に次の一条を加える。

(政務次官)
第六條の二 総理府に、国家行政組織法第十七條第一項の規定にかかわらず、政務次官一人を置く。

2 前項の政務次官は、内閣総理大臣の定めるところにより、総理府所管の事項に係る内閣官房長官の職務を助け、命を受けて、当該事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理する。

3 国家行政組織法第十七條第五項及び第六項の規定は、第一項の政務次官について準用する。

第七條第二項中「及び内閣官房副長官」を「内閣官房副長官及び前条第一項の政務次官」に改める。

(金融再生委員会設置法の一部改正)
第七條 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(政務次官)

第十三條の二 金融再生委員会に、国家行政組織法第十七條第一項の規定にかかわらず、政務次官一人を置く。

2 前項の政務次官は、金融監督庁所管の事項その他委員長が命ずる事項について、委員長を助け、政務を処理する。

3 国家行政組織法第十七條第五項及び第六項の規定は、第一項の政務次官について準用する。

第四章 副大臣等の設置等

(副大臣及び副長官の設置)

第八條 内閣府及び各省に副大臣を、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁(以下「各大臣庁」という。)に副長官を置くものとする。

2 副大臣及び副長官(以下「副大臣等」という。)の総数は、二十二人とするものとする。

3 内閣府に置かれる副大臣は、内閣官房長官又は特命事項を担当する大臣(以下「特命担当大臣」という。)の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理するものとする。

4 各省及び各大臣庁に置かれる副大臣等は、その機関の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその機関の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。

5 副大臣等が二人以上置かれた機関においては、各副大臣等の行う前二項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については、その機関の

長である大臣の定めるところによるものとする。

6 副大臣等の任免は、その機関の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証するものとする。

7 副大臣等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

(副大臣会議)

第九條 内閣府、各省及び各大臣庁の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(大臣政務官及び長官政務官の設置)

第十條 内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くものとする。

2 大臣政務官及び長官政務官(以下「大臣政務官等」という。)の総数は、二十八人とするものとする。

3 大臣政務官等は、その機関の長である大臣(内閣府にあつては、内閣官房長官又は特命担当大臣)を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。

4 各大臣政務官等の行う前項の職務の範囲については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

5 大臣政務官等の任免は、その機関の長である大臣の申出により、内閣がこれを行うものとする。

6 大臣政務官等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

(内閣官房副長官の任免の認証)

第十一條 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証するものとする。

(政務次官の廃止)
第十二條 政務次官は、副大臣等及び大臣政務官

等の設置の際に廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第五条の規定 第四百四十六回国会の召集の日

二 第三条の規定 次の常会の召集の日

三 第四条並びに附則第四条及び第六条の規定 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日

四 第三章の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(見直し)

第二条 政府特別補佐人については、副大臣等及び大臣政務官等の設置の時までに見直しを行い、結論を得るものとする。

(検討)

第三条 国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、国会審議をさらに活性化するとともに、国の行政機関における政策決定が政治主導で行われることを一層確固たるものとする観点から、政府委員制度の廃止の日から三年以内に検討を加えるものとする。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第四条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政務次官」を「大臣政務官」に改める。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

第五条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第二号中「政府委員」を「政府特別補佐人」に改める。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第六条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び政務次官」を「副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)及び大臣政務官(長官政務官を含む。)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(大臣政務官)」に改め、同条第一項中「政務官」を「大臣政務官」に改め、同条第二項中「前項の政務官」を「大臣政務官」に改め、同条第三項中「第一項の各政務官の行」を「各大臣政務官の行」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の政務官」を「大臣政務官」に改める。

第六十条の見出しを「(長官政務官)」に改め、同条第一項中「政務官」を「長官政務官」に改め、同条第二項中「前項の政務官」を「長官政務官」に改め、「別表第二の政務官」を「別表第二の長官政務官」に改め、同条第三項中「第一項の政務官」を「長官政務官」に改め、同条第四項中「第一項の各政務官の行」を「各長官政務官の行」に改め、同条第五項及び第六項中「第一項の政務官」を「長官政務官」に改める。

別表第二「政務官の定数の欄」中「政務官」を「長官政務官」に改める。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家行政組織法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五条から第十七条までの改正規定のうち第十六条第四項中「二人以上」を「二人」に改める。

第十五条から第十七条までの改正規定のうち同条(見出しを含む)中「政務官」を「大臣政務官」に改める。

別表第二の次に一表を加える改正規定のうち別表第三「政務官の定数の欄」中「政務官」を「大臣政務官」に改め、同表総務省の項中「四人」を「三人」に改め、同表外務省の項中「四人」を「三人」に改め、同表「三人」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条中金融再生委員会設置法(第四号第三十一号)の次に二号を加える改正規定の次に次のように加える。

第十三条の二第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第十三条のうち自衛隊法(第二条第一項及び第五項)の改正規定中「防衛政務官」を「防衛庁長官政務官」に改める。

第三十四条のうち国家公務員法(第二条第三項第七号)の次に一号を加える改正規定中同項第七号の二を次のように改める。

七の二 大臣政務官及び長官政務官

第三十八条のうち特別職の職員(の給与に関する法律(第一条第八号)の改正規定中同号を次のように改める。

八 大臣政務官及び長官政務官

第三十八条のうち特別職の職員の給与に関する法律(別表第一「官職名の欄」の改正規定中「政務官」を「大臣政務官及び長官政務官」に改める。

第三十九条のうち公職選挙法(第八十九条第一項第一号)の改正規定中「政務官」を「大臣政務官」に改める。

(長官政務官を含む。)に改める。

第四十八条のうち弁護士法(第三十条第一項)の改正規定中「政務官」を「大臣政務官(長官政務官を含む。)」に改める。

参議院憲法調査会規程案

右の議案を議決する。

平成十一年七月二十三日

賛成者

岡野 裕 上野 公成
鈴木 政二 西田 吉宏
今泉 昭 葉科 満治
風間 昶 戸田 邦司

賛成者

中川 義雄 仲道 俊哉
成瀬 守重 森下 博之
森田 次夫 森山 裕
山下 善彦 笹野 貞子
高嶋 良充 藤井 俊男
前川 忠夫 但馬 久美
弘友 和夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院憲法調査会規程

(設置の趣旨)
第一条 憲法調査会は、日本国憲法について広範囲かつ総合的に調査を行うものとする。

(報告書)
第二条 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、第一項の報告書及び前項の中間報告書を印刷して各議員に配付する。

(委員数)

第三条 憲法調査会は、四十五人の委員で組織する。

(委員)

第四条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 参議院規則第三十条の規定は、委員について準用する。

(会長)

第五条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。

2 参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第六条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法調査会を代表する。

(幹事)

第七条 憲法調査会に数人の幹事を置く。

2 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

3 参議院規則第三十一条第二項から第四項までの規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第八条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。

(開会)

第九条 憲法調査会は、会期中であると開会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条 会長は、憲法調査会の開会の日時を定める。

(定足数)

第十一条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(委員の発言)

第十二条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(委員でない議員の意見聴取)

第十三条 憲法調査会は、委員でない議員から意見を聴き、又はその発言を許可することができる。

(委員の派遣)

第十四条 憲法調査会は、議長の承認を得て、調査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第八十条の二第二項の規定は、委員の派遣について準用する。

(国務大臣等の出席及び説明)

第十五条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席及び説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第十六条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

第十七条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 参議院規則第六十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第十八条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第十九条 委員が憲法調査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法調査会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第二十条 会長は、憲法調査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第二十一条 会長は、憲法調査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 参議院規則第二百三十七条の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

第二十二条 憲法調査会の会議は、公開とする。ただし、憲法調査会の決議により非公開とすることができる。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第二十三条 憲法調査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した幹事がこれに署名し、議院に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、印刷して各議員に配付する。ただし、第十九条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

5 参議院規則第二百五十六条から第五十八条までの規定は、会議録について準用する。

(事務局)

第二十四条 憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)

第二十五条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

附則

この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

参議院規則の一部を改正する規則案
右の議案を議決する。
平成十一年七月二十三日
発議者

岡野 裕 上野 公成
鈴木 政二 西田 吉宏
今泉 昭 藤科 満治
風間 昶 戸田 邦司

賛成者
中川 義雄 仲道 俊哉
成瀬 守重 森下 博之
森田 次夫 森山 裕
山下 善彦 笹野 貞子
高嶋 良充 藤井 俊男
前川 忠夫 但馬 久美
弘友 和夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院規則の一部を改正する規則
第一条 参議院規則の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の二条を加える。
第四十二条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官若しくは政務次官に対して行う。

第四十二条の三 委員会は、前条の規定にかか

わらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第七十四条第十四号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項

第五十八條第一項中「政府委員」を「内閣官房副長官、政務次官、政府特別補佐人」に改める。

第二条 参議院規則の一部を次のように改正する。

第七十四條中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 国家基本政策委員会 二十人

1 国家の基本政策に関する事項

第七十四條の二「場合を除き」の下に、「国家基本政策委員」を加える。

第三条 参議院規則の一部を次のように改正する。

第四十二條の二「若しくは政務次官を」副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。第五十八條第一項において同じ。)若しくは大臣政務官(長官政務官を含む。同項において同じ。)に改める。

第五十八條第一項中「政務次官」を「副大臣、大臣政務官」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法第三条の規定の

施行の日から、第三条の規定は同法第四条の規定の施行の日から施行する。

参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案

右の議案を議決する。

平成十一年七月二十三日

賛成者

岡野 裕	上野 公成
鈴木 政二	西田 吉宏
今泉 昭	葉科 満治
風間 昶	戸田 邦司
賛成者	
中川 義雄	仲道 俊哉
成瀬 守重	森下 博之
森田 次夫	森山 裕
山下 善彦	笹野 貞子
高嶋 良充	藤井 俊男
前川 忠夫	但馬 久美
弘友 和夫	
参議院議長 斎藤 十朗殿	

参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程

第一条 参議院政治倫理審査会規程(昭和六十年十月十四日議決)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項及び第十八條中「政府委員を」内閣官房副長官若しくは政務次官若しくは政府特別補佐人に改める。

第二条 参議院政治倫理審査会規程の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「若しくは政務次官を」副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。同条において同じ。)若しくは大臣政務官(長官政務官を含む。同条において同じ。)に改める。

第十八條中「若しくは政務次官を」副大臣若しくは大臣政務官に改める。

附則

この規程中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法第四条の規定の施行の日から施行する。

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

第一条 常任委員会合同審査会規程(昭和二十二年七月十一日参議院議決、同月十二日衆議院議決)の一部を次のように改正する。

第六條中「及び政府委員を」内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人に改める。

第二条 常任委員会合同審査会規程の一部を次のように改正する。

第六條中「及び政務次官を」副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)及び大臣政務官(長官政務官を含む。)に改める。

附則

この規程中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法第四条の規定の施行の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)委員長報告のとおり修正議決

賛成者氏名	阿南 一成君	青木 幹雄君
	有馬 朗人君	井上 吉夫君
	石井 道子君	石渡 清元君

市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉子君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松村 龍二君

三浦 一水君	水島 裕君	山下八洲夫君	和田 洋子君	須藤美也子君	立木 洋君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君
澤手 顯正君	村上 正邦君	藥科 満治君	荒木 清寛君	富樫 練三君	西山登紀子君	龜井 郁夫君	河本 英典君
森下 博之君	森田 次夫君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	橋本 敦君	畑野 君枝君	木村 仁君	岸 宏一君
森山 裕君	矢野 哲朗君	大森 礼子君	加藤 修一君	八田ひろ子君	林 紀子君	北岡 秀二君	久世 公義君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	風間 昶君	木庭健太郎君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	久野 恒一君	国井 正幸君
山下 善彦君	山本 一太君	沢 たまき君	白浜 一良君	山下 芳生君	吉岡 吉典君	小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	高野 博師君	但馬 久美君	吉川 春子君	大脇 雅子君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
若林 正俊君	脇 雅史君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	梶原 敬義君	日下部禮代子君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	清水 澄子君	谷本 嶺君	坂野 重信君	清水嘉与子君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	照屋 寛徳君	田 英夫君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
石田 美栄君	今井 澄君	益田 洋介君	松 あきら君	福島 瑞穂君	湖上 貞雄君	須藤良太郎君	末広まきこ君
今泉 昭君	海野 徹君	森本 晃司君	山下 栄一君	三重野栄子君	村沢 牧君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君
江田 五月君	江本 孟紀君	山本 保君	渡辺 孝男君	山本 正和君	佐藤 道夫君	世耕 弘成君	田中 直紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君	泉 信也君	入澤 肇君	島袋 宗康君	中村 敦夫君	田村 公平君	竹山 裕君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	扇 千景君	田村 秀昭君			武見 敬三君	谷川 秀善君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	高橋 令則君	月原 茂晴君			常田 享詳君	中川 義雄君
久保 巨君	郡司 彰君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君			中島 眞人君	中曾根弘文君
小林 元君	小宮山洋子君	平野 貞夫君	星野 明市君			中原 爽君	仲道 俊哉君
小山 峰男君	奥石 東君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君			長峯 基君	成瀬 守重君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	奥村 展三君	椎名 素太君			西田 吉宏君	野沢 太三君
齋藤 勤君	櫻井 充君	菅川 健二君	田名部臣省君			野間 起君	南野知恵子君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	堂本 睦子君	松岡満壽男君			長谷川道郎君	橋本 聖子君
谷林 正昭君	千葉 景子君	水野 誠一君	山崎 力君			馳 浩君	畑 恵君
角田 義一君	寺崎 昭久君	石井 一二君	西川きよし君			服部三男雄君	林 芳正君
内藤 正光君	直嶋 正行君	菅野 久光君				日出 英輔君	平田 耕一君
長谷川 清君	平田 健二君					保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
広中和歌子君	福山 哲郎君					松谷蒼一郎君	松村 龍二君
藤井 俊男君	堀 利和君					三浦 一水君	水島 裕君
本田 良一君	前川 忠夫君					溝手 顯正君	村上 正邦君
松田 岩夫君	松前 達郎君					森下 博之君	森田 次夫君
円 より子君	峰崎 直樹君					森山 裕君	矢野 哲朗君
本岡 昭次君	篠瀬 進君					山内 俊夫君	山崎 正昭君

反対者氏名

三三名

阿部 幸代君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
笠井 亮君
小泉 親司君

日程第二 国会審議の活性化及び政治主導の政策
決定システムの確立に関する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 一九五名

阿南 一成君
有馬 朗人君
石井 道子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩瀬 良三君
上杉 光弘君
海老原義彦君
大島 慶久君
太田 豊秋君
岡野 裕君
加納 時男君
鹿熊 安正君
片山虎之助君
青木 幹雄君
井上 吉夫君
石渡 清元君
岩井 國臣君
岩崎 純三君
岩永 浩美君
上野 公成君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡 利定君
加藤 紀文君
狩野 安君
景山俊太郎君
金田 勝年君

釜本 邦茂君
龜井 郁夫君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒一君
小山 孝雄君
佐々木知子君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
塩崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
世耕 弘成君
田村 公平君
武見 敬三君
常田 享詳君
中島 眞人君
中原 爽君
長峯 基君
西田 吉宏君
野間 起君
長谷川道郎君
馳 浩君
服部三男雄君
日出 英輔君
保坂 三蔵君
松谷蒼一郎君
三浦 一水君
溝手 顯正君
森下 博之君
森山 裕君
山内 俊夫君
鎌田 要人君
河本 英典君
岸 宏一君
久世 公義君
国井 正幸君
鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
末広まきこ君
鈴木 正孝君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
中川 義雄君
中曾根弘文君
仲道 俊哉君
成瀬 守重君
野沢 太三君
南野知恵子君
橋本 聖子君
畑 恵君
林 芳正君
平田 耕一君
真鍋 賢二君
松村 龍二君
水島 裕君
村上 正邦君
森田 次夫君
矢野 哲朗君
山崎 正昭君

山下 善彦君	山本 一太君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	山下八洲夫君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君

木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂晴君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健二君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
菅野 久光君	

反対者氏名

三九名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君

参議院憲法調査会規程案(岡野裕君外七名発議)
 (委員会審査省略要求事件)
 参議院規則の一部を改正する規則案(岡野裕君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
 参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案(岡野裕君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

賛成者氏名

一九四名

阿南 一成君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	井上 吉夫君
石井 道子君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君

片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉与子君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まき子君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享祥君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 赴君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君

山内 俊夫君	山崎 正昭君	風間 純君	木庭健太郎君
山下 善彦君	山本 一太君	沢 たまき君	白浜 一良君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	高野 博師君	但馬 久美君
若林 正俊君	脇 雅史君	続 訓弘君	鶴岡 洋君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
石田 美栄君	今井 澄君	益田 洋介君	松 あきら君
今泉 昭君	海野 徹君	森本 晃司君	山下 栄一君
江田 五月君	江本 孟紀君	山本 保君	渡辺 孝男君
小川 勝也君	小川 敏夫君	泉 信也君	入澤 肇君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	高橋 千景君	田村 秀昭君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
久保 巨君	郡司 彰君	平野 貞夫君	星野 明市君
小林 元君	小宮山洋子君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
小山 峰男君	奥石 東君	奥村 展三君	椎名 素夫君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	菅川 健一君	田名部匡省君
齋藤 勤君	櫻井 充君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	水野 誠一君	山崎 力君
谷林 正昭君	千葉 景子君	石井 一二君	菅野 久光君
角田 義一君	寺崎 昭久君		
内藤 正光君	直嶋 正行君		
長谷川 清君	平田 健二君		
広中和歌子君	福山 哲郎君		
藤井 俊男君	堀 利和君		
本田 良一君	前川 忠夫君		
松田 岩夫君	松前 達郎君		
円 より子君	峰崎 直樹君		
本岡 昭次君	篠瀬 進君		
山下八洲夫君	和田 洋子君		
蓮科 満治君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君		
大森 礼子君	加藤 修一君		

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
池田 幹幸君	市田 忠義君	吉川 春子君	大脇 雅子君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	梶原 敬義君	早下部禮代子君
大沢 辰美君	笠井 亮君	清水 澄子君	谷本 巍君
小池 晃君	小泉 親司君	照屋 寛徳君	田 英夫君
須藤美也子君	立木 洋君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
富樫 練三君	西山登紀子君	三重野栄子君	村沢 牧君
橋本 敦君	畑野 君枝君	山本 正和君	佐藤 道夫君
八田ひろ子君	林 紀子君	島袋 宗康君	中村 敦夫君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君		

常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件
賛成者氏名

阿南 一成君	青木 幹雄君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
有馬 朗人君	井上 吉夫君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
石井 道子君	石渡 清元君	坂野 重信君	清水嘉与子君
市川 一朗君	岩井 國臣君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
岩城 光英君	岩崎 純三君	須藤良太郎君	末広まきこ君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君
上杉 光弘君	上野 公成君	世耕 弘成君	田中 直紀君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	田村 公平君	竹山 裕君
大島 慶久君	大野つや子君	武見 敬三君	谷川 秀善君
太田 豊秋君	岡 利定君	常田 享詳君	中川 義雄君
岡野 裕君	加藤 紀文君	中島 眞人君	中曾根弘文君
加納 時男君	狩野 安君	中原 爽君	仲道 俊哉君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	長峯 基君	成瀬 守重君
片山虎之助君	金田 勝年君	西田 吉宏君	野沢 太三君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	野間 越君	南野知恵子君
亀井 郁夫君	河本 英典君	長谷川道郎君	橋本 聖子君
木村 仁君	岸 宏一君	馳 浩君	畑 恵君
北岡 秀二君	久世 公義君	服部三男雄君	林 芳正君
久野 恒一君	国井 正幸君	日出 英輔君	平田 耕一君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君

石田 美栄君	今井 澄君	佐藤 昭郎君	佐藤 滋宣君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	佐藤 泰三君	清水嘉与子君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	坂野 重信君	陣内 孝雄君
若林 正俊君	脇 雅史君	塩崎 恭久君	末広まきこ君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君
山下 善彦君	山本 一太君	鈴木 政二君	田中 直紀君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	世耕 弘成君	竹山 裕君
森山 裕君	矢野 哲朗君	田村 公平君	谷川 秀善君
森下 博之君	森田 次夫君	武見 敬三君	中川 義雄君
溝手 顯正君	村上 正邦君	常田 享詳君	中曾根弘文君
三浦 一水君	水島 裕君	中島 眞人君	仲道 俊哉君
松谷倉一郎君	松村 龍二君	中原 爽君	成瀬 守重君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	長峯 基君	野沢 太三君
日出一英輔君	平田 耕一君	西田 吉宏君	南野知恵子君
服部三男雄君	林 芳正君	野間 越君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君	長谷川道郎君	畑 恵君

平成十一年七月二十六日 参議院會議録第三十九号 投票者氏名

今泉 昭君	海野 徹君	松 あきら君	森本 晃司君	三重野栄子君	村沢 牧君
江田 五月君	江本 孟紀君	山下 栄一君	山本 保君	山本 正和君	佐藤 道夫君
小川 勝也君	小川 敏夫君	渡辺 孝男君	泉 信也君	島袋 宗康君	西川きよし君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	入澤 肇君	扇 千景君	中村 敦夫君	
川橋 幸子君	木俣 佳文君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
北澤 俊美君	久保 亘君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君		
郡司 彰君	小林 元君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
小宮山洋子君	小山 峰男君	星野 朋市君	渡辺 秀央君		
奥石 東君	佐藤 泰介君	岩本 莊太君	奥村 展三君		
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	椎名 素夫君	曾川 健二君		
櫻井 充君	笹野 貞子君	田名部匡省君	堂本 暁子君		
高嶋 良充君	谷林 正昭君	松岡満壽男君	水野 誠一君		
千葉 景子君	角田 義一君	山崎 力君	石井 一二君		
寺崎 昭久君	内藤 正光君	菅野 久光君			
直嶋 正行君	長谷川 清君				
平田 健二君	広中和歌子君				
福山 哲郎君	藤井 俊男君				
堀 利和君	本田 良一君				
前川 忠夫君	松田 岩夫君				
松前 達郎君	円 より子君				
峰崎 直樹君	本岡 昭次君				
篠瀬 進君	山下八洲夫君				
和田 洋子君	藁科 満治君				
荒木 清寛君	魚住裕一郎君				
海野 義孝君	大森 礼子君				
加藤 修一君	風間 昶君				
木庭健太郎君	沢 たまき君				
白浜 一良君	高野 博郎君				
但馬 久美君	続 訓弘君				
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君				
浜四津敏子君	日笠 勝之君				
弘友 和夫君	益田 洋介君				
反対者氏名					
阿部 幸代君	井上 美代君				
池田 幹幸君	市田 忠義君				
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君				
大沢 辰美君	笠井 亮君				
小池 晃君	小泉 親司君				
須藤美也子君	立木 洋君				
富樫 練三君	西山登紀子君				
橋本 敦君	畑野 君枝君				
八田ひろ子君	林 紀子君				
筆坂 秀世君	宮本 岳志君				
山下 芳生君	吉岡 吉典君				
吉川 春子君	大脇 雅子君				
梶原 敬義君	旦下部徳代子君				
清水 澄子君	谷本 麟君				
照屋 寛徳君	田 英夫君				
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君				

平成十一年七月二十六日 参議院会議録第三十九号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇円